

## ○東京藝術大学美術学部履修規程

〔昭和46年2月23日  
教 授 会 決 定〕

改正 平成22年12月9日 平成25年10月24日

第1条 東京藝術大学美術学部規則第4条の規程に基づいて東京藝術大学美術学部(以下「本学部」という。)履修規程を定める。

第2条 本学部の授業科目、単位及び履修方法は、学則並びに本学部規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第3条 本学部における各学科、課程又は専攻の授業科目、単位及び履修方法は、別表第1から第5のとおりとする。

第4条 学生は、卒業の要件とする授業科目の履修に際しては、学生の所属する学科、課程又は専攻の指導教員の指導により、所定の科目を履修するものとする。

第5条 学生は前条に規定された授業科目のほかに、本学部内において開設する科目を、又は本学他学部、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター及び芸術情報センターの科目を履修することができる。

2 前項の科目を履修しようとするときは、予め当該科目担当教員の承認を受けなければならない。

別表は省略

### 附 則

この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

(略)

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成22年12月9日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。